#### 1 策定の経緯

平成27年3月に策定した「厚木市情報化推進計画」が令和2年度で終了することに伴い、今後も、市民の皆様の利便性の向上や将来にわたる安定的な市政運営の実現を目指し、ICT\*1(情報通信技術)の効果的な利活用を推進するため、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とする新たな「(仮称)厚木市情報化推進計画(2021~2026)」を策定します。

#### 2 背景

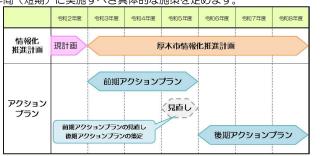
近年、スマートフォン等の情報通信端末やSNS<sup>\*2</sup>等のインターネットサービスの普及によって、より一層身近になったICTに期待される役割は、「労働力不足の解消」や「持続可能な社会への貢献」といった社会そのものを支えるところまで広がっています。

また、令和2年に世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与えています。このような状況の下、様々な分野でこれまでと異なる生活様式や働き方が求められる中で、ICTが果たす役割は、より大きなものとなっています。

本計画は、今後さらに多様化するICTの利活用について、市民の皆様の考えを反映しながら、重点的に取り組む課題・ニーズを明確にした上で、情報化推進施策を的確に実施するための方向性を示します。

#### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から8年度までの6年間とします。 その間、急速に進展するICT利活用社会に柔軟に対応するため、短期間に 施策展開する事業をアクションプランとして、前期と後期に分け、それぞれ 3年間(短期)に実施すべき具体的な施策を定めます。



#### 4 施策の考え方

施策を進めるに当たり配慮する視点

### 1 情報格差

超高齢社会、国際化の進展、災害対応等の場面において、ICTの利活用における格差が生じることのないように取組を進める必要があります。

### 2 働き方改革

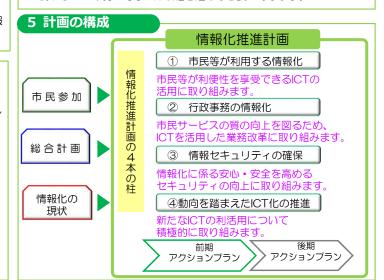
人口減少という構造的な労働力不足に起因した長時間労働を是正し、 業務の効率化や生産性の向上を図るとともに、市民サービスの質の向 上のため、ICT を活用した業務改革の取組を進める必要があります。

#### 3 情報セキュリティ

個人情報の流出や複雑化・巧妙化するサイバー犯罪などの事件・事故 に対し、個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るため、情報セ キュリティを確保する取組を進める必要があります。

## 4 ICT動向

国のIT新戦略に伴う社会全体のデジタル化の推進により、急速な進展を 続けるICT環境に対応した取組を進める必要があります。



#### 6 施策の方向性

### 1 市民等が利用する情報化

社会におけるデジタル化の推進により、行政の情報化に対する市民ニーズが、今後、より一層高まることが見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、窓口サービスの在り方等についても検討する必要があります。

デジタル化の基本原則(デジタルファースト<sup>※3</sup>、ワンスオンリー<sup>※4</sup>、コネクテッド・ワンストップ<sup>※5</sup>)を考慮した上で、市民の皆様が利便性の向上を実感できるよう、行政手続のオンライン化の推進やICTを利活用した窓口サービスに取り組むとともに、ICTの利活用における格差が生じないよう配慮した情報発信等に努めます。

# 2) 行政事務の情報化

限られた財源や人員の中で行政サービスの水準を維持・向上するためには、業務改革(BPR) \*\*6を実施するとともに、情報システムの在り方を検討し、ICTを効果的に利活用する必要があります。

効率的で質の高い行政事務を行うため、新たなシステムやサービスの導入時におけるシステム間の連携や標準化、経費の削減等の全体最適化に取り組むITガバナンスを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン会議の拡充や テレワークによる在宅勤務等についても研究していきます。

## 3) 情報セキュリティの確保

ICTの進展とともに、個人情報の漏えいや不正アクセスなどのICTに関する脅威が増大しています。また、地震・風水害などの大規模災害の際、情報発信の確保や支援体制の確立、行政サービスの継続が求められています。こうしたことから、個人情報等の重要な情報資産を守るため、技術的対策のほか、点検や研修を実施し、情報セキュリティの強化に努めます。ま

た、災害発生時において、重要業務を可能な限り継続させるため、業務継

# 4)動向を踏まえたICT化の推進

続計画の見直しや災害時のICTの利活用に努めます。

Al\*\*7・loT\*\*8・ビッグデータ\*\*9等の様々な技術やサービスについて、市民の皆様の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、市民サービスや行政事務への利活用が求められています。

こうしたことから、最新技術やその利活用等の動向について、情報収集を行うとともに、その技術等が、市民の皆様の利便性やサービス水準の向上、及び本市の業務効率化に寄与できるのか、費用対効果の視点に限らず将来を見据えた視点に立ち、関係部署と情報共有しながら利活用について研究していきます。

### 7 推進体制

最高情報統括責任者(CIO)	情報政策を主管する副市長。情報化推進計画の統括
最高情報統括責任者 職務代理	情報政策を主管する部長。CIOの職務代理
情報化推進委員会	政策調整担当課等長。情報化推進計画の策定、推進、 変更及び行政事務の情報化に関する総合調整
情報主管課	事業所管課のアクションプラン推進における進行管理、 情報化政策の支援・調整、情報セキュリティ点検
事業主管課	アクションプランの実行

